

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「感染症及び食中毒の発生報告」の全部改正について（通知）

従来、感染症及び食中毒の発生の際には、平成19年10月4日付け教保体第895号「感染症及び食中毒患者の発生報告」に基づき実施していただいているところです。

当該通知については、平成20年の学校保健法の一部改正、平成24年の学校保健安全法施行規則の一部改正等及び令和2年に新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく「指定感染症」に指定されたこと（現在は「新型インフルエンザ等感染症」に変更）等に伴い、報告方法及び報告様式の一部改正等を行ってきました。

一方、軽微な運用変更が繰り返されたことや報告様式の項目や文言表記が現状と合致していない箇所が散見されること等を鑑み、今般、「感染症及び食中毒の発生報告」の報告方法及び報告様式等を下記1のとおり改正することとしたので、今後はこれにより取り扱うようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る報告の取扱いについては、当面の間、下記2のとおり取り扱うこととしたので御協力くださるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会にあっては、管内の学校等に周知してくださるようお願いいたします。

この通知は、令和4年4月1日以降の報告から適用することとし、これに伴い平成19年10月4日付け教保体第895号は、廃止します。

記

1 今回の改正点

(1) 報告様式の変更（修正）について

現行使用している様式1から様式9までの各報告様式について、現状にあわせて文言修正・変更を行った。（別紙参照。）

特に、様式3-①、様式3-②、様式4-①について、第一種感染症による報告と食中毒による報告を別にすると共に、学級単位での報告とした。

(2) 第一種、第二種及び第三種感染症の定期報告について

県立学校において、「学校等欠席者・感染症情報システム」で感染症及び食中毒による出席停止の入力を行った場合は、保健体育課及び保健所への様式5による定期報告を省略可とした。

2 新型コロナウイルス感染症に係る報告等について

(2) 感染者が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合は、別添「(児童生徒用) COVID-19 発生報告様式」又は「(教職員用) COVID-19 発生報告様式」により報告する。

なお、第一種感染症発生時に提出を求めている様式1、3、4による報告は不要とする。

その他、令和3年4月1日付け教保体第1-1号(教保体第1-2号)及び令和3年9月1日付け教保体第946号を参照のこと。

(2) 各様式への感染症名等の記載について

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業及び出席停止の報告にあたり、様式5の「出席停止理由(感染症名)」、様式6の「感染症名」、様式8の「臨時休業の理由」の表題については、以下の区分による。

ア 新型コロナウイルス感染症感染者の場合

..... 「新型コロナウイルス感染症」

イ 新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の場合

..... 「新型コロナウイルス感染症(濃厚接触者)」

ウ 新型コロナウイルス感染症に関連しての場合(ア・イを除く)

..... 「新型コロナウイルス感染症(関連による)」

(3) 臨時休業の報告

臨時休業を実施する場合は、様式8により報告する。

(4) 出席停止の報告

出席停止の報告については、様式5及び様式6により報告する。

担 当：県立学校部 保健体育課
健康教育・学校安全担当 芝・熊木
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

報告方法及び報告様式

1 学校（幼稚園）の報告

(1) 第一種感染症の発生

ア 発生（発見）時報告

「様式1」及び「様式3-①・第一種感染症」により把握可能な範囲の内容を所管の教育委員会にファックス等で速報[※]し、その後、速やかに文書で報告すること。なお、「様式3-①・第一種感染症」は、発生（発見）日を含め過去3日（保健所から指示があった場合はその日数）分を添付すること。

※ ファックス又は電子メールによる指定様式での速報をいう。ただし、様式を作成するいとまがない場合は電話による第一報で差し支えないこと。以下同じ。

イ 経過報告

「様式3-②・第一種感染症」によりファックス等で所管の教育委員会に速報すること。
(文書報告省略可[※])

※ 発番付き文書で改めて報告は不要という主旨であり、様式による速報は必須。以下同じ。

ウ 終結報告

「様式4-①・第一種感染症」及び「様式4-②・第一種感染症、食中毒共通」に「様式3-①・第一種感染症」及び「様式3-②・第一種感染症」を添付し、速やかに文書で所管の教育委員会に報告すること。

エ 定期報告

「様式5」により1か月分をまとめて翌月10日までに所管の教育委員会に報告すること。(県立学校において「学校等欠席者・感染症情報システム」に出席停止の入力を行った場合は、「様式5」による保健体育課への報告は省略可。)

(2) 第二種感染症又は第三種感染症の発生

ア 定期報告

「様式5」により1か月分をまとめて翌月10日までに報告すること。(県立学校において「学校等欠席者・感染症情報システム」に出席停止の入力を行った場合は、省略可。)

イ 「結核」についての速報

結核患者が発生したときは、「様式7」によりファックス等で速報すること。定期報告については、上記アに同じであること。

ウ 「インフルエンザ様疾患」の取扱い

インフルエンザ様疾患は第二種感染症の「インフルエンザ」として取扱い、定期報告の「様式5」に計上すること。

(3) 臨時休業の実施

ア 感染症に係る臨時休業

臨時休業実施前日までに「様式8」によりファックス等で速報し、その後速やかに文書で報告すること。

イ インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）及び感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業

臨時休業実施前日までに「様式 8」によりファックス等で速報すること。なお、発番付き文書による報告は省略してよいこと。

ウ 臨時休業の区分の取扱い

「様式 8」について、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

(4) 食中毒の発生

ア 発生（発見）時報告

「様式 2」及び「様式 3-①・食中毒」により把握可能な範囲の内容をファックス等で速報し、その後、速やかに文書で報告すること。なお、「様式 3-①・食中毒」は、発生（発見）日を含め過去 3 日（保健所から指示があった場合はその日数）分を添付すること。

イ 経過報告

「様式 3-②・食中毒」によりファックス等で速報すること（文書報告略可*）。

ウ 終結報告

「様式 4-①・食中毒」及び「様式 4-②・第一種感染症・食中毒共通」に「様式 3-①・食中毒」及び「様式 3-②・食中毒」を添付して、速やかに文書で報告すること。

2 市町村教育委員会の報告

(1) 第一種感染症の発生

ア 発生（発見）時・経過・終結報告

学校からの速報を速やかにファックス等で教育事務所及び保健所に速報すること。また、文書報告についても、速やかに送付すること。

イ 定期報告

学校からの「様式 5」による報告を「様式 6」に集計し、その月の 20 日までに教育事務所及び保健所に提出すること。なお、学校からの定期報告書（様式 5）は、市町村教育委員会で保管すること。（「様式 6」は該当がない場合もその旨報告。以下同じ。）

(2) 第二種感染症又は第三種感染症の発生

ア 定期報告

学校からの「様式 5」による報告を「様式 6」に集計（第一種感染症を含む）し、その月の 20 日までに教育事務所及び保健所に提出すること。なお、「インフルエンザ様疾患」については、第二種感染症の「インフルエンザ」として計上すること。

また、学校からの定期報告書は、市町村教育委員会で保管すること。

イ 「結核」についての速報

「様式 7」による速報については、速やかにファックス等で教育事務所及び保健所に速報すること。

(3) 臨時休業の実施

ア 感染症に係る臨時休業

学校からの「様式8」による速報をファックス等で教育事務所及び保健所に速報し、その後、速やかに文書報告を提出すること。

イ インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）に係る臨時休業

学校からの「様式8」による速報に基づき様式9に記入し、臨時休業実施前日までにファックス等で、県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接速報すること。なお、シーズン中、初めて学級閉鎖等を行う学校については、学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖のそれぞれの区分ごとに、学校名の先頭に「(新)」と記入すること。

ウ 臨時休業の区分の取扱い

「様式9」について、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

(4) 食中毒の発生

学校からの速報及び文書報告については、教育事務所及び保健所にファックス等による速報及び文書報告の送付を速やかに行うこと。

3 教育事務所

- (1) 管内市町村教育委員会の定期報告及び速報については、速やかに県保健体育課に送付すること。
- (2) 「様式9」については、市町村教育委員会から県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接ファックス等で速報することとしているので、教育事務所から保健体育課への報告の必要はないこと。

4 新型コロナウイルス感染症に係る報告

新型コロナウイルス感染症に係る報告の取扱いについては、当面の間、令和4年3月1日付け教保体第1708号の記の2によること。

5 施行期日

令和4年4月1日以降の感染症又は食中毒患者の報告から適用する。

6 その他

報告事務を行うに当たっては、別紙の「報告区分・方法・様式一覧表」及び「学校において予防すべき感染症一覧」を参照のこと。